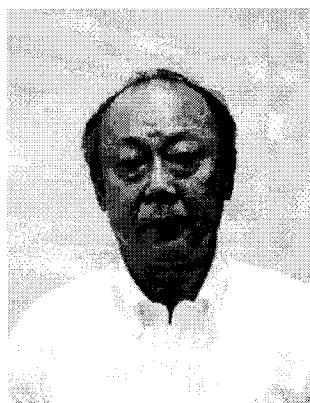


四国遍路の世界遺産化に向けて—四国4県の取り組み—



香川県教育委員会生涯学習・文化財課課長補佐

藤 好 史 郎

四国遍路世界遺産化の提案

こんにちは。香川県教育委員会生涯学習・文化財課で文化財を担当している藤好と申します。よろしくお願いいたします。平成17年から教育委員会本科で文化財全般を担当しているのですが、文化庁の方から世界遺産暫定一覧表という国内候補が枯渇してきたことに伴い、地方からの提案を受け付けるという通達がございまして、それ以降、おおよそ3年間ほど四国遍路の世界遺産化に取り組んでおります。香川県教育委員会からということで私が話すことになったのは、おそらく4県でもっている世界遺産連絡推進協議会の事務局が香川県にある関係もあるためだと考えております。

世界遺産化に取り組むにあたりまして、他の3県も同様だと思うのですが、四国遍路を文化財というそれまで視点で見たことはまったくなかった、というのが実態でございます。と、申しますのは、世界遺産の前提となりますのが、国内法での保護、つまり文化財保護法で保護されているかどうかが世界遺産の前提となるわけですが、四国八十八か所の札所寺院の中で国の文化財保護法で指定されているもの、つまり有形の不動産で指定されている寺院が16か所しかございません。その16か所しかない中で四国遍路で世界遺産を目指すということは、やはり八十八か所、また、四国遍路の特徴である四国一円を巡る遍路道というものを文化財保護法で保護する、ということが前提となります。そういった視点からすると四国遍路を世界遺産とするということは基本的に無理だろう、という風に当初ずっと思っておりました。

そうした中、平成18年9月に文化庁から世界遺産暫定一覧表の記載候補の地方提案を受け付けるとの通達が出されたことを受け、香川県内の団体から四国遍路の世界遺産登録に取り組むよう要望が県へ出されました。

文化財保護法で史跡に指定するということがどれだけ大変か、ということですが、香川県で新たな国の史跡指定は、3年に1回できるかどうかというぐらいです。長期間準備をし、遺跡の特徴を明確にし、それをペーパーにまとめ評価して、国に上申をしまして、国の文化審議会で諮って、その価値を認められて初めて史跡となります。そこで八十八か所を考えてみた場合、16か所しか指定されていない、という中で、残り72か所すべてを指定するとなりますと、数の上からだけで言えば4県で割るにしても20年近くの年月がかかるだろうと考えられます。もっとかかるかもしれません。そう思っていたわけです。

今まで文化財保護法が制定され、その長い歴史の中で、四国遍路の札所寺院というものが指定されていないのは、その札所寺院の多くが江戸時代以降に立て直しなどが行われていることによるのだろうと思います。また後ほどデータでお見せしますが、そういった中で、遍路の拠り所となる札所寺院を指定することは難しい、となってくると、世界遺産になることは基本的に無理だろう、というのが当時の考えでした。

文化庁の地方提案受付の通達後、文化庁側に四国遍路の実態を説明し、協議を行いました。それがその年の10月の10日前後だったかと思います。文化庁からは「四国遍路は四国の財産で、非常に大切なものである。取り組んでみてからその後の結論を出してはどうか」と言われまして、取り組みを始めたのが実態ですね。その年の11月30日が第1回目の提案書の締め切りだったわけです。11月29日にやっと原稿が出来上がりまして、文化庁に翌日30日に提出に行きましたのが第1回目です。それまでに他3県（愛媛県・徳島県・高知県）の文化財担当に電話等で連絡を入れました。香川県だけでやるという形では提案にならないわけです。提案するにあたって必要なものは、要件としては4県と関係市町村全部の同意が必要となっており、とてもじゃないが1ヶ月間でそこまでまとめきるというのは無理だったわけです。そこで第1回目の提案は各県が関係市町村へ連絡を入れ、提案することに同意するという了解は取り付けるのが限界でした。

先ほど申し上げましたように、最初私は四国遍路というものの価値が自分の中でよくわかっていなかったんですね。有形の不動産という枠の中で札所寺院を見ていますと、寺院の方には失礼なことを申し上げるかと思いますがお許しいただきたいのですが、寺院は寺院なりに整備が行われているのですが、必ずしも歴史的な今までの価値を生かすような整え方があるようには私には見えないところもありました。どのような視点を持てば札所寺院を史跡にできるか、ということが最初のハードルでした。それは2回目以降も続いていくのですが。

その時考えましたのが、札所寺院とは個別の寺院、つまり単発としての価値ではなく88カ寺揃って四国遍路の場という形で価値がある、というのが1点です。それからもう1点は、遍路道もかなり改修が進み、おおむね4割が国道・県道化してしまい、昔の風情が残っていない、ということです。こちらも後ほどデータをお見せしますが、そういったこともございまして、その時考えたのが、江戸時代に今の形に定着した遍路が今まで継続し、生きている。それを支えている場というのは、いろんな経済活動・社会活動の中で時代に合うように改変されていくというのは当たり前の話である。そういった中で時代時代の、例えば江戸時代なら江戸時代の活性化した街の中を歩くことで遍路は喜捨を得ることができる地域社会があり、それぞれの時代ごとに様々な経済活動・社会活動の中で変化してきた。そのように活性化した街の中を歩くことによって遍路は喜捨を得て、歩き続けられたのである。明治時代は明治時代の街の中を歩いて、遍路の人たちは喜捨を受けて千数百キロの道のりを歩いていた。今現在、様々なところに統一された昔の風情だけではなく、時代時代の地域の姿がモザイク模様のように残っているのが四国遍路であり、そのように残っていることは、各時代の特徴が至る所で確認できることが遍路の魅力である。よって江戸時代だけでなく、明治・大正・昭和・現在までも、生きた文化遺産としてとらえる限りにおいては、変遷を視覚的に確認できる今の景色は価値がある、として提案いたしました。

実はこの提案は、現在の史跡指定の考え方にはなじまず、文化庁から否定されると思っていました。しかし文化庁の世界文化遺産特別委員会という諮問機関委員の中から、「コンセプトとして非常に面白い」という話が出て、第1回目では暫定一覧表国内候補にはならなかったのですが、ある一定の評価を受けたということで、翌年、再度提案をし直しました。結果的には、二回目の提案でも落ちてしまったのは御承知の通りです。その理由は、やはり1400キロの道を文化財保護法の網をかぶせる、または札所寺院を確実に史跡もしくは重要文化的景観という文化財保護措置の枠で囲えることが果たして可能か、見通しがつかないためです。

結論から申しますと、現在4県で、史跡指定もしくは遍路道の文化的景観など文化財保護法の保護措置の網をかけていこう、という作業の前段の調査に取り組んでいます。

私共がなぜ世界遺産を目指すかという理由ですが、文化財を担当している者として、文化財として世界遺産化ということが価値があるということがない限りは、いくら上司の指示があっても、他への影響を考える

と取り組むのは難しいと思います。一番の前提となるのは、文化財として四国遍路の魅力が明確になることです。自分自身でも、四国遍路の札所寺院を人々が回っているというあり方が、文化財保護法の文化的景観などの枠の中に収まるかどうかは別にして、やはり文化財としての価値はあると思えるのが第一ですね。もう一つは、世界遺産化を目指すことによって四国という地域が活性化する、ということもあらうと思います。最近はこの県・市町村も財政状況は厳しく、文化財関係予算も減少しているのが実態です。文化財を行政主導で守るというやり方には限界があることが見えてきている。地域の皆様も含めて、文化財の価値というものを行政も地域も関係者全員が協力して守る枠組みを作らないと文化財は残っていかない。そうになると、文化財の価値を明確化するものとしてのブランドが欲しい、その価値を明確な形で提示できるような調査研究データが欲しい、そういったことを達成する上で、世界遺産化を目指すというのは、大変有効な手段だと考えています。

また、世界遺産に登録すると、当然交流する人たちが増え、その中でいろんな資金ができてきたりするだろうと思います。そういった資金を元に今危機に瀕している遍路道などを補修したりするための枠組み作りに世界遺産登録が使えるのであれば、僕は使えると思っているのですが、やるだけの意味はあるだろうと考え取り組んでいます。

世界遺産とは

少し前段が長くなりました。お話したいことの要素はすべてお話したような気はするんですが、データを用意してきておりますのでそれを使って、もう少し実態についてご説明したいと思います。

まず、世界遺産についておさらいさせていただきたいと思います。お手元にお配りしている資料と画面の資料はおおむね同じものです。まず世界遺産についてですが、世界遺産制度と日本の文化財保護法とは違うものだということをご理解いただきたいと思います。日本の文化財保護法で文化財を評価し守るというシステムでは、同等な価値があれば守る、という比較検討の中で価値があるものは守っていく、それが指定行為であり、その中で群を抜いたものを特別史跡もしくはわかりやすい言葉でいえば国宝というような言い方をします。ですから、史跡に指定する場合にその類似した資料と同等の価値があるということを証明できればなんとかなっていくわけです。世界遺産というのは、同等ではまずい、という考え方です。同じ種類の中で代表的なものを守る、というのが実は世界遺産のシステムだったんですね。だから世界遺産に登録されなかったからと言って、価値がないというわけでは実は全然ないのです。現在国内候補で暫定リストに載っている彦根城がありますが、これは姫路城が既に世界遺産に載っているので、同じ近世の城郭という意味合いではもう既に登録されているものがあれば、次に同じ切り口で行く限りは登録はないわけです。しかし、彦根城が価値がないかといえばそういったわけでは全然ないのです。ただ、世界遺産というのはいろんな地域にある文化遺産の中で、代表的なものを守っていくという枠組みなんですね。ということが、日本の文化財保護法とは違う点だと思います。また、有形の不動産であるということが違います。

世界遺産条約というのは、ユネスコ総会において昭和47年に採択され、ある程度の条約基準などが集まった昭和50年に条約が発効しています。日本がその条約を批准したのは昭和47年からだいぶ経った平成4年で、その翌年から日本では世界遺産登録が進んでいっているわけです。基本的な考え方、というのはおそらく日本政府としては、国内の文化財は文化財保護法で守られており、あえて世界遺産という手法を使って守る必要はないと考えたんだろうと思います。ただ、平成4年以降 現在14件の世界遺産が登録されていますが、その間、世界遺産が持つ情報発信能力が注目され、また日本では世界遺産のテレビ番組がかなり放送されていました。僕もファンで見ていたんですが、非常に心地よい音楽やナレーションとともに素晴らしいものだという形で流れていたわけです。それまでにも、いろんな放送局で、旅行関係のいろんな地域をめぐるような

番組が流れていまして、経済状況もあったとは思いますが、世界遺産というものが観光ブームと一緒に
なり、単に文化財を守る以外の効果が世界遺産という枠組みにあるなということが、広く見えてきたことが理
由だろうと思います。

世界遺産登録の現状

今現在、平成20年のデータしかもっていないのですが、世界185か国が世界遺産条約を批准しておりま
す。その下にこの前スペインのセビリアでありました第33回の世界遺産委員会の審査結果も含め、現在890
件の世界遺産が登録されております。図1の（3）をご覧ください。今まで順調に世界遺産というのは伸び
てきているのですが、第31回のニュージーランドのクライストチャーチでの世界遺産委員会と今回のセビリ
アでは、2件の登録の抹消というのが出てきております。これが一番大きなポイントかなと思います。それ
から、条約基準発効後右肩上がり伸びてきた世界遺産の登録数に、若干陰りが出てきているのかなとい
うところがあります。

その次ですが、これが日本の世界遺産の一覧です（図2）。現在14件、石見銀山まで入っています。その
14件の中に自然遺産が3件、文化遺産が11件ですね。またあとで別の表をお見せしますが、この表で一番見
ていただきたいのは、上から11段目、琉球王国のグスクまでの間にいくつかありますが、国内遺産に登録さ
れたのがすべて平成4年までに登録されています。翌年に4件がすぐ世界遺産に登録され、その後ほぼ1年に
1件ずつぐらい登録されているという状況です。先ほど申しました暫定一覧表、つまり、国内候補が現在ど
うなっているかについてですが、日本の世界遺産暫定一覧表に記載されております国内候補は現在8件だと
思います（図3）。平成4年の段階で世界遺産に登録されたものを除いた暫定一覧表に残ったものだと思っ
ていただければいいんですが、平成4年に古都鎌倉と彦根城が暫定一覧表に載ったがまだ残っていますとい
うのを示したのがこの資料です。これまで日本の世界遺産の提案というのは、非常に順調に伸びていたの
ですが、平成13年、平泉の文化遺産が、イコモス、世界記念物遺跡会議というものがございまして、要するに世
界遺産委員会という政府間委員会の、学術関係者が集まり資産の価値などを評論する諮問機関ですが、その
イコモスで登録延期勧告が出て、そのまま本委員会においても登録延期になりましたのが平泉です。その前
段として、この表の中では見にくいですが、平成19年の世界遺産委員会で現在文化遺産として最後に世界遺
産に登録されている石見銀山も、イコモスは登録延期勧告を出し、それを政府間委員会の中でひっくり返
して世界遺産に登録されたというものもありますが、イコモスの評価では、石見銀山・平泉・今回の西洋美術館
を含め、3回連続して日本が提案しているものに関しては登録延期という勧告が出ているわけです。石見銀
山の登録延期勧告をひっくり返すことができたのは、恐らく非常にわかりやすい資産であったと同時に、世
界遺産委員会の委員国として日本がはいっていたということもあるかと思います。そして、その翌年から日
本政府は世界遺産委員会委員国からは外れておりますので、最終的にその委員会の中でいろんな発言権な
どの制約があったのではないかと思います。

世界遺産登録まで

世界遺産の登録まで、ということでスケジュールをおさらいしておきたいと思います。図4, 5, 6をご覧
ください。1番から10番までありますが、1番から10番までのステップを踏んで、初めて世界遺産に登録とい
うことになるわけですね。今現在四国遍路がどこにいるかというと、1番目の段階です。まだ残り9つぐらいの
ステップがある。平成19年、四国4県それから関係する58の市町村で再度共同提案をして、結果的に暫定一
覧表には載らなかったわけですが、実は暫定一覧表追加記載候補には載らなかった提案の中では、「I a」

世界遺産とは

1 世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

(1) 条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2) 経緯

昭和47年11月 第17回ユネスコ総会において採択

昭和50年12月 条約発効

平成4年 我が国において条約締結の国会承認及び条約発効

平成20年 現在、締結国数185カ国

(3) 世界遺産 (H21. 7)

世界遺産委員会	文化遺産	自然遺産	複合遺産	抹消	合計
第30回まで	644	162	24	0	830
第31回クライストチャーチ	16	5	1	1	21
第32回ケベック	19	8	0	0	27
第33回セビリヤ	11	2	0	1	12
合計	690	177	25	2	890

図1

(4) 日本の世界遺産

(文化遺産11件、自然遺産3件)

記載物件名	具体的な物件	所在地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表記載年月	区分
1 法隆寺地域の仏教建造物	法隆寺、法起寺	奈良県	4年	H5.12	文化
2 姫路城	姫路城	兵庫県	4年	H5.12	文化
3 屋久島		鹿児島県	4年	H5.12	自然
4 白神山地		青森県、秋田県	4年	H5.12	自然
5 古都京都の文化財	上賀茂神社、清水寺、延暦寺、平等院、西芳寺、鹿苑寺、二条城他	京都府、滋賀県	4年	H6.12	文化
6 白川郷・五箇村の合掌造り集落	白川村荻町、平村相倉、上平村菅沼	岐阜県、富山県	4年	H7.12	文化
7 原爆ドーム	原爆ドーム	広島県	7年	H8.12	文化
8 厳島神社	厳島神社	広島県	4年	H8.12	文化
9 古都奈良の文化財	東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、唐招提寺、平城宮跡	奈良県	4年	H10.12	文化
10 日光の社寺	二荒山神社、東照宮、輪王寺	栃木県	4年	H11.12	文化
11 琉球王国のグスク及び関連遺産群	首里城跡、玉陵、識名園他	沖縄県	4年	H12.12	文化
12 紀伊の霊場と参詣道	吉野山、熊野本宮大社、金剛峯寺、大峯奥駈道、熊野参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	13年	H16.7	文化
13 知床		北海道	16年	H17.7	自然
14 石見銀山遺跡とその文化的景観	代官所跡、矢筈城跡、石見銀山街道、網ヶ浦遺跡、沖泊遺跡、温泉津	島根県	13年	H19.7	文化

図2

(5) 日本の暫定一覧表記載資産(文化遺産8件)

平成4年「古都鎌倉の寺院・神社ほか」、「彦根城」、

平成13年「平泉の文化遺産」

(H18.12推薦書提出、H19夏イコモス現地調査、H20.7ケベック登録延期決定)

平成19年「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「富士山」、「飛鳥・藤原の宮都とその関連

資産群」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」、「国立西洋美術館本館」

平成21年「北海道・北東北の縄文文化」、「九州・山口の近代化遺産」、「宗像・沖ノ島

と関連遺産群」の暫定一覧表追加記載

「国立西洋美術館本館」イコモス登録延期勧告

(第32回世界遺産委員会 審議結果「意見照会」)

図3

世 界 遺 産 登 録 ま で

1. 世界遺産暫定リスト掲載候補の地方提案(都道府県・関係市町村)

文化審議会文化財分科会(文化庁の暫定リスト登録決定)

(世界遺産特別委員会 ワーキンググループ内容ごとに4部会)

平成18年度 19年 1月23日 結果公表

四国八十八箇所霊場と遍路道 継続審査

19年度 20年 9月26日 結果公表

四国八十八箇所霊場と遍路道は、他の4件とともにIa 評価

(暫定一覧表掲載見送られた提案の中では高い評価)

図4

2. 文化財保護法での保護措置の執行、執行の確実な見通し 文化庁審査

3. 暫定リストの世界遺産委員会提出

- ・我が国を代表(国宝等)し、「顕著な普遍的価値」を有する資産
- ・世界遺産委員会の登録方針に適合する資産

4. 推薦準備作業

○「普遍的な価値」の証明

- ・「世界遺産条約履行のための作業指針」の登録基準への適合
- ・資産の真実性の証明(意匠、材料、技術、環境がオリジナルな状態を保っている)
- 完全性の証明

○国内における万全の保護措置

- ・世界遺産構成資産の文化財保護法による指定
- ・緩衝地帯(資産を重層的に保護するために利用を制限する地域)の設定
- ・保存管理計画の設定 等

図5

5. 推薦書の作成

↓

6. 推薦の決定

- (1)文化審議会文化財分科会(文化庁の推薦決定)
- (2)世界遺産条約関係省庁連絡会議(政府の推薦決定)

↓

7. 推薦書(暫定版)を世界遺産委員会へ提出(9月30日締切)

↓

8. 推薦書を世界遺産委員会へ提出 (翌年2月1日締切)

↓

9. 国際記念物遺跡会議(イコモス)で審査(現地調査含む)

↓

10. 世界遺産委員会で審査・登録の可否を決定(翌年6月頃)

図6

という一番高い評価を受けてはいます。この段階をクリアして、暫定一覧表に載り、それから世界遺産の具体的な史跡指定等の作業が終われば、政府は世界遺産委員会に対して推薦をしていくという作業になります。それで推薦が行われ、今の話までで7番目くらいなんです、8番目の推薦書を提出し、イコモスの審査があり、最終的にイコモスの審査結果を基に政府間委員会である世界遺産委員会で最終審査が行われ、世界遺産に載せるかどうかが決まります。

この中で一番大変なのはどこかといいますと、行程表の中で4番目が難しいんですね。推薦書の準備作業・普遍的な価値の証明・国内における万全の保護措置。文化財保護法による指定資産が少ない四国遍路は、他の提案と比較して、これをクリアするのが具体的化するのが大変な作業だと思います。今回第2回目の平成19年の暫定一覧表の提案に関しまして全国から32件の提案がございまして、この32件の中でリストを見ますと、やはり文化財保護法で指定されているものをどう組み合わせで世界遺産の考え方の中に適合させるかという提案が多かったように思います。それに比べまして四国遍路の場合は全く逆なんです。四国遍路というコンセプトは最初からあるわけですね。非常に明確な、江戸時代以降今の形になり民衆により支えられ巡っていく文化というものを提案しているわけですから、最初からコンセプトはあるわけです。ただその実体となる保護措置がとれていないという状況です。他の案はいろんな指定されているものを集めて、世界遺産としての価値をどういう風にその価値を見出していくかという提案が多いわけです。そうなりますと、コンセプトが面白いのは実は当たり前で、面白いんだがその前段としてやらなければならないという部分がたくさんありますよ、というのが四国遍路です。他の提案の多くのものは、すでに史跡等の指定を受けているものが核になっていますので、それをどう世界遺産という、このジャンルの中では他にない代表的なものであるということを証明できるか、また、証明する時にそれで欠けているものがないとか、それで十分母集団として集まっているということが証明できればそれはそれでいいわけです。ですから四国遍路の場合は、4番だけでなくその前段となる国内法での指定というものに向けてかなりの作業が必要となってくるという状況になっております。

世界遺産の普遍的価値

今普遍的な価値という風なことを申しあげましたが、普遍的な価値とは一体どういうものなのか、わかりやすくいえば同じ集団の中で群を抜いて価値のあるものだと言でよく言いますが、実際には世界遺産条約の履行のための作業指針というものがユネスコの条約の中にございまして、その中で10個ほどあるんですが6番目までが世界文化遺産に関係するもので、残りは自然遺産に関するものです（図7, 8, 9, 10, 11）。この1番から6番までに適合するということを証明できれば、普遍的価値があるということになっています。1番から6番まで全部を満たさなくてはならないということではなくて、どれか1つを満たせばいい。1番から6番までの中で人類の創造的な才能をあらわす傑作であるとか、建築科学技術都市計画の発展に重要な影響を与えた価値観の交流を示すもの、といったいろんな例種がございまして、それを満たすということを証明できればいいということになっております。四国八十八か所と遍路道については、この中の3番と5番と6番の項目を満たすということである、という形での提案を行っております。3番がどういったものかということになりますと、見ていただいたらいいのですが、3番については文化的伝統としての無二の存在、少なくとも稀有の存在であることで、四国遍路はこれを満たしているという形で提案しています。八十八か所の札所寺院に固定された現在の四国遍路の形態になり、江戸時代以降確実に継承されてきている。それから、政治権力とは無縁な弘法大師信仰に基づき一般民衆によって形成され、現在も多くの人々が巡る稀有な生きた文化遺産である。それから3番目として遍路道沿いには遍路成立期の様子を残す古道や、これまで遍路を支えてきた地域社会の姿を示す伝統的な町並みなどが残る。要するに、四国遍路には、単一時期の資産がきれいに残っ

普遍的価値の証明(世界遺産条約履行のための作業指針)
第77節

1. 人類の創造的な才能を現す傑作である。
2. 建築、科学技術、都市計画の発展に重要な影響を与えた価値観の交流を示すもの。
3. 現存するか消滅しているかに関わらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも稀有な存在)である。
4. 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。
5. ある一つの文化(又は複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態もしくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
6. 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、或いは文学的作品と直接的にまたは実質的関連がある。

四国八十八箇所霊場と遍路道は、3. 5. 6. に該当するとして提案

図7

世界遺産条約履行のための作業指針
第78節

- ・ 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真実性の条件について満たしている必要がある。また、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

図8

普遍的価値の証明(世界遺産条約履行のための作業指針)
の提案の考え方 i

第77節

3. 文化的伝統として無二の存在(少なくとも稀有な存在)であること

四国遍路

・ 88ヶ所の札所寺院に固定され現在の四国遍路の形体になり、江戸時代以降確実に継承されている。

・ 政治や権力とは無縁な中、弘法大師信仰に基づき一般民衆により形成され、現在も多くの人々が巡る稀有な生きた文化資産。

・ 遍路道沿いには遍路成立期の様相を残す古道やこれまで遍路を支えてきた地域社会の姿を示す伝統的な町並みなどが残る。

図9

普遍的価値の証明(世界遺産条約履行のための作業指針)
の提案の考え方 ii
第77節

5. 文化を特徴づけるような伝統的居住形態もしくは土地利用形態の顕著な見本であること。

四国遍路

- ・山岳部と平野部の札所を繰り返し訪れることで長距離巡拝を続けるため地域の支援を受けられるシステムが成立している。
- ・山岳部と平野部や海岸部のそれぞれの自然環境や地形的な特色を生かした霊場の選定は、周囲を海で囲まれ、自然環境に恵まれた急峻な地形など、四国の良好な自然的特性を活かした顕著な土地利用形態の見本である。

図10

普遍的価値の証明(世界遺産条約履行のための作業指針)
の提案の考え方 iii
第77節

6. 顕著な普遍的価値を有する生きた伝統、思想、信仰、芸術作品、文学的作品と直接または実質的関連がある。

四国遍路

- ・弘法大師信仰に基づき、地域社会と共存し、四国全域に広がる88ヶ所の札所寺院を巡る全長1,400kmの壮大な四国遍路文化は、それを支える地域の支援もあわせ、数百年にわたり確実に継承されており、各地に歴史的継承性を示す文化的資産が残る。

図11

類似資産との比較

	名称	国	登録年	四国八十八箇所霊場と遍路道との比較
1	紀伊山地の霊場と参詣道	日本	2004	紀伊山地への参詣は、高野山・熊野本宮吉野奥駈という限定された拠点霊場への参詣。 四国遍路は四国内に広がる88箇所の札所を巡るループ状の遍路であり、江戸時代以降に確立し、弘法大師信仰に基づいた一般民衆による霊場巡拝。
2	サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路	スペイン フランス	1993 1998	キリスト教3大聖地の一つであるサンティアゴへの巡礼は、レコンキスタと呼ばれる政治的・軍事的色彩も持つ。サンティアゴへの一極集中型の参詣。 四国遍路は純粋に一般民衆によって行われた88ヶ所寺院を巡る霊場巡拝。

図12

ているのではなく、民衆が支え、形成され継承されてきたものですから、地域社会の民衆の生活と一緒にあって地域社会の景観も変化しているが、その歴史的変遷をそこかしこで確認できること、それがまさに生きて継承されてきた証しなのだという書き方で価値を表明しています。

次に、5番目の文化を特徴づける様な伝統的居住形態もしくは土地利用形態の顕著な見本であることという観点については、四国遍路というのは山岳部それから平野部それから海辺の道など四国の地形的な特質、それから位置、そういったものを非常に見事に八十八か所の霊場に取り込んで、それらを巡る資産ということから、伝統的な土地利用形態の顕著な見本であるということは確実に言えるということで5番目の基準も該当すると提案しております。

それから6番目、顕著な普遍的価値を有する生きた伝統思想・信仰・芸術作品・文学的作品と直接的、または実質的関連がある。生きた伝統ということですから、当然価値があるということで、これはいうまでもなく該当するということです。

類似遺産との比較

そういう形で提案を行いました。それは先ほど申しましたように、世界遺産に提案するということ自体が空論であっては全く意味がないと思ったからです。やはり保護措置をとるということは、ある一定の規制が生じるのは間違いありません。その景色を守る、それから昔の建物を守る。そこには寺院であれば寺院の宗教活動があるわけです。それから街並みの遍路道を守るということについて、遍路道沿いの人々の生活がある。それでは遍路道沿いの生活、また、寺院の宗教活動といったものと共存するということができなければ、いくら提案でこれだけやりますと言って、仮に実現したところで、永続できるはずがない。やはり実質的に守れるということを前提として、その保護手法を提案し、その範囲でも十分四国遍路の価値が見いだせると考えておりますので、先ほどのような提案になっております。一番最初に申しましたように、世界遺産というのは全部の文化財、価値のあるものを守ろうという枠組みでなく、同じカテゴリーの中で代表的なものを守るという枠組みですから、他のすでに世界遺産に登録されているものと四国遍路というものがどう違うかを明確にする必要があります。世界遺産に登録されております遺産の中で、四国遍路にリンクするものが二つあります。一つは御承知のように、和歌山県・奈良県・三重県にあります紀伊山地の霊場と参詣道、いわゆる熊野古道と呼ばれているものですね。それからスペインのサンチャゴ・デ・コンポステーラという巡礼です（図12）。世界遺産というのは、有形の不動産を対象にするということですので、有形の不動産である、ものとしての違いというものを明確化する必要があります。紀伊山地の霊場と参詣道、というのは要するに高野山であるとか熊野三山、また吉野奥駆けといった拠点的な霊場への周辺からの参詣道であるということに特徴があります。それからサンチャゴ・デ・コンポステーラというのはキリストの三大聖地の一つであるスペインの西端にありますサンチャゴというところに行く、フランス等含めたヨーロッパ各地からの参詣道です。これは内田先生等も仰っておりますが、巡礼ではなくあくまで参詣だということです。霊場、もしくは聖地へ居住している場所から行く一方通行、もしくは戻るということも含めれば往復行動の道だというのが有形の文化財としての資産だと位置付けることができるでしょう。

それに特徴があるとしている以上、四国遍路というのは、それとはちがう有形の不動産としての特徴を示す必要があるわけです。そうなりますと、有形の不動産としてはループ状に巡るということしか違いがでてこないのです。それで、ループ状に廻るということを不動産としての特徴にするとするならば、世界遺産の中で表現できるのはコアと呼ばれる文化財保護法で指定されている部分とバッファと呼ばれるその機能、それを守るというゾーン、2種類を添付書類となる平面図の中で表示する必要がある。その2種類しかでてこないわけですね。そうなってくると、巡るという行為を成立させるためには、ループ状にするしか

ない。ではループ状にするということを資産として位置付けるためには、それを保護する措置を作るしかない、それがないと紀伊山地の霊場であるとかサンチャゴ・デ・コンポステーラと差別化できないわけですね。それでは先ほど申しましたように、世界遺産を目指すにあたって文化財保護法で指定するもしくはコアゾーンとしてその他の法令を含めて守るという部分をループ状に繋げるということになりますと、ものすごい数の関係者が出てくるのです。先ほど58の市町村との共同提案と言いましたが、これがどれだけすごい数かと申しますと、四国に今ある市町村は90くらいです。90幾つかの市町村の中で60の市町村がそれに取り組みなくてはならないわけです。6割の市町村が遍路道沿いをどういう風に守っていくかというのを実現し、手を上げなくてはならない。そうして初めて全部つながっていくのです。それをやらないと、紀伊山地の霊場と参詣道やサンチャゴ・デ・コンポステーラとの違いが出てこないのです。ではそれがやれるか、ということになってくると、普通のやり方では不可能です。いかに切り口を明確にして、守るものと変化していくことを両立させながら地域と共存するかというシステムを作り上げていくか。それをやらない限りは、世界遺産の資産として他のものと差別化してこのジャンルではこういったことができていないのはここしかないという言い方をできないわけです。今それを含めて、世界遺産と共存しながら札所霊場や地域が合理的な範囲でしか規制を受けない、もしくは世界遺産への取り組みの中で、地域や札所霊場が容認できる範囲をいかにセッティングできて、協力いただけるか、といった枠組みを成立させる必要があるわけで、提案したところなんです。現在そういったやり方を考えています。

四国の国史跡指定寺院

世界遺産を目指すにあたって、地域が雁字搦めになり、「登録しなければよかった」という話になるのであればやる意味がないわけですね。文化財としてその価値が継承されるためには、関係される多くの方々の文化財の価値についての理解により、指定に結びついていくわけですね。合意されないものは、文化財としての価値が共有されていないことから、目に見える形では残りにくいわけです。「本質」というのは多くのものを捨象するようで危険な用語ですが、敢えて使うと本質的な守るべきものと変化していくものをバランス良く配置することで、大切なものは守られているから、指定・選定という形につながっていくという道筋を描けないことには、多くの人と関わる広域の文化財の保存・継承は困難であり、次はないという風に考えております。

そういう風なところを札所寺院の中で、もしくは遍路道沿いの景観の中で見つけていこうと今4県で取り組んでおります。

今画面に出てきておりますのは（図13）、四国4県で寺院で指定されているものが何件あるかということを示しています。徳島県で2件、香川県で3件、愛媛県で4件、高知県で2件しかないです。この中で札所というのが、香川県では讃岐国分寺が古代寺院として特別史跡に指定されておりました。それから、高知県の土佐国分寺跡というのが29番札所なんですけど、史跡に指定されています。これを見ておわかりなるとは思いますけど、全部古代寺院です。江戸時代の寺院というのは1つも入っていません。インターネットの文化庁のホームページ内の文化遺産のデータベースをみていただいたらすぐわかるんですが、全国で236か所指定されています。その中で江戸時代のものというのは北海道の寺院であるとか、非常に限られたものしか指定されていないという状況です。札所寺院の状況はどうかという話ですが、一番はじめに16か寺指定されているという話をしましたが、これが今現在の文化財保護法の指定実績です（図14）。16か寺指定されていて、札所番号、寺院名、所在県云々とありますが、その右側に史跡名勝天然記念物建造物と書いてあります。これ以外にも保護措置の枠組みはあるんですが、有形の不動産という形で代表的なものはこういった保護制度がございまして、その中で16か寺がどういう状況か、ということです。史跡で3件、名勝で6件、天然記念

国史跡指定寺院			四国4県	H21.12
	県名	指定名称	指定区分	札所
1	徳島県	阿波国分尼寺跡	史跡	
2	徳島県	郡里鹿寺跡	史跡	
3	香川県	讃岐国分寺跡	特別史跡	第80番
4	香川県	讃岐国分尼寺跡	史跡	
5	香川県	中寺鹿寺跡	史跡	
6	愛媛県	伊予国分寺塔跡	史跡	
7	愛媛県	久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住鹿寺跡	史跡	
8	愛媛県	等妙寺旧境内	史跡	
9	愛媛県	法安寺跡	史跡	
10	高知県	土佐国分寺跡	史跡	第29番
11	高知県	比江鹿寺塔跡	史跡	

寺院関係指定 全国では236カ所、四国では11カ所

図13

札所寺院の指定状況(国指定史跡・名勝・天然記念物・建造物)									
番号	札所番号	寺院名	所在地	史跡		名勝	天然記念物	建造物	文化財保護法指定 (不動産)
			県	特史	史跡				
1	10	切幡寺	徳島県					○	重要文化財大塔
2	15	国分寺	徳島県			○			名勝阿波国分寺庭園
3	29	国分寺	高知県	○				○	史跡土佐国分寺跡、重要文化財金堂
4	31	竹林寺	高知県			○		○	名勝竹林寺庭園、重要文化財本堂
5	45	岩屋寺	愛媛県			○			名勝岩屋
6	49	浄土寺	愛媛県					○	重要文化財本堂
7	51	石手寺	愛媛県					○	国宝二王門、重要文化財本堂、三重塔、鐘楼、阿梨帝母天堂、護摩堂、五輪塔
8	52	太山寺	愛媛県					○	国宝本堂、重要文化財、二王門
9	68	神恵院	香川県			○			名勝琴弾公園
10	69	観音寺	香川県			○		○	名勝琴弾公園、重要文化財金堂
11	70	本山寺	香川県					○	国宝本堂、重要文化財二王門
12	80	国分寺	香川県	○				○	特別史跡讃岐国分寺跡、重要文化財本堂
13	81	白峯寺	香川県					○	重要文化財白峯寺十三重塔
14	84	屋島寺	香川県		○		○	○	史跡・天然記念物屋島、重要文化財本堂
15	86	志度寺	香川県					○	重要文化財本堂、仁王門
16	87	長尾寺	香川県					○	重要文化財経幢
			合計	2	1	6	1	12	16

図14

物で1件、建造物で12件です。これで、同じ寺院でいくつも指定されているものがあるので、トータルで寺院別に並べると16か寺ということになります。こうして16カ寺ということにはしていますが、遍路という形で指定されているものは実は一つもありません。香川県の事例でいきますと、屋島寺が84番札所にあります。これは建造物で本堂が重要文化財に指定されていますが、史跡・天然記念物にも指定されています。これはなぜかというと、屋島全体が史跡であるし、天然記念物で、その中にたまたま屋島寺がある。ですから、屋島寺の地域は史跡であり天然記念物となっているが、そんなものを含めても16か寺しかない。それでは、屋島という山がたまたま史跡であったり天然記念物になっているというものを、モザイク状に増やしていった、本当に最終的に四国遍路の保護措置としていいのかどうか、ということについては疑問があります。恐らく僕の感覚からすれば、讃岐国分寺など古代寺院として指定にはなっていますが、やはり遍路という切り口の中で讃岐国分寺は価値があるという部分を出していかないと、最終的には日本政府が提案する国内法での文化財としての価値を、古代寺院に置いているのか遍路として置いているのかバラバラであれば、ユネスコの世界遺産委員会もしくはイコモスの審査の中で、「それは違うんじゃないか」と言われるだろうと考えています。このように16か寺はあるのですが、こういったものを含めて、改めて遍路という切り口の中で保護措置を形成していく必要があろうかと思います。札所寺院に関しましては、一括指定という考え方を提案しております。これはかなり難しい提案になっておりまして、要するに札所寺院というものが正直申しまして今まで史跡指定されているものが少ないということは、単発な寺院では史跡化することが難しい寺院も含まれているということになります。その中で全体を指定し、大筋がとれているという風に持っていく必要があるわけで、その場合、個別的な価値ではなく総論的な価値というものを史跡として認めてくれ、という提案を行っております。つまり札所寺院全体で一括指定をしてくださいという提案を行っているという状況です。

遍路道の保護

次に遍路道に移っていきます。先ほど遍路道は全体で1400キロほど、という風にいいましたが、結果的に1400キロの近似値になってよかったと思っております。提案した時点で1400キロだと言い張ってました。というのは、350里という記述があり、単純に4倍したら1400だということで、1400キロだと最初の提案書で書いたものですから、後で引っ込みがつかなくなりずっと使っていたのですが、結果的に遍路道を特定するにあたって、1800年の「遍路名勝図絵」という絵図をもとに札所寺院のありようというのが一番正確に描かれているのがございましたので、霊場を1800年の絵図でやったのであれば、同じ時代で統一しておかないと、勝手な時代を選択してやるということでは筋が通らないというわけで、江戸時代ということを前提として、例えば道標町石というものがある、もしくは真念、もしくはそのあとも道標町石で道を結んでいったわけです。そうしますと、道だけで行くと1200数十キロだろうと思われま。1本のルート、最短距離で描くと。ただ、時代とともに同じ江戸時代の中でも何本かのルートがあるケースがあるわけです。それを全部まとめると、たまたまなんですけど1409キロということになりました。その1400キロという道が今どういう状況かという話をさせていただきますと（図15）、一番左側に保護手法という風には書いていますが、これはあくまでも案ですが、一番江戸時代の景観が残っているところを史跡にする。それから、道が古い状況を、例えばアスファルト被覆されたり、されていても大幅に道が隠されていないといったところを、生活とともに残されているということで重要文化的景観という手法をとる。それからある一定のエリアの中で昔の伝統的な建造物がよく残っている地域がある、そういったところを道が通っているなど、そういったところまでコアゾーンとして考えられるだろうということで長さをチェックし、それ以外の、例えば県道や国道といった形で、道が片側一車線・二車線になっており、昔の風情は全然残っていない、というところがど

遍路道保護手法案別延長距離集計

(km)

保護手法案	徳島県	高知県	愛媛県	香川県	合計	%
史跡	65.7	34.5	56.7	23.4	180.3	13
重要文化的景観	129.5	68.5	324.7	108.2	630.9	45
重要伝統的建造物群	0	5	1.7	3.8	10.5	1
景観条例が主となり誘導する区間	89.1	319.1	129.9	49.5	587.6	42
	284.3	427.1	513	184.9	1409.3	100
保護措置可能	195.2	108	383.1	135.4	821.7	
%	69	25	75	73	58	

図15

四国一円に展開する霊場と遍路道

・ 広域資産の保護措置

資産は有形の不動産

他の世界遺産との区別化の必要

88ヶ所の札所霊場とループ状に巡る1,400km
の遍路道

関係する自治体 4県58市町村(H19.12)

改変が進む遍路道や札所寺院

図16

の程度あるかということを一覧表にしたのがこの筋です。右側にパーセンテージを載せていますが、42%が昔の景観が全くと言っていいほど残っていない。史跡としてなんとかできるかと考えているのが1割強。それから、江戸・明治・大正・昭和の新しい時代を含めて、街並みや昔の景色が残っていたりとか、田園の景観が広がっているようなところが45%、昔の集落の風情が残って道が通っているところが5%前後。つまり4割は昔の景観を全く残していないという状況です。それを県別にまとめたのが一番下の赤い数字です。これは残っているパーセンテージになっています。つまり保護措置可能と書いているのが、史跡から重要文化的景観・重要建造物保存地区までの長さいうものを全部まとめた数字ですね。それが全体の県内の道の総延長の中で占めるパーセンテージが一番下の赤い数字です。それでいきますと、徳島県が7割は残っている。それから僕が意外だったのが高知県が25%しか残っていないことです。それから愛媛県が75%、香川県が73%。全体でいくと42の逆数、58%が何とか保護措置が取れる可能性があるというところではあります。保護措置がとれるかどうか、というのはそれぞれ文化庁の調査官を呼びまして、とれるかどうかを現地で確認した上で、同じような状況のところを県下、それから4県で展開し、それで拾い出した数字です。それでいきますと、やはり6割弱ぐらいしかとれないんですね。残りはいわゆる文化財保護法での網をかけるには今の時点では難しい、という状況です。今考えておりますのは、その42%というのは、先ほど江戸・明治・大正・昭和・平成といった時代時代に遍路が支えられてきたんだという話をしましたが、現代によって支えられているというくらい言い切らないと、これは繋がらない話ですね。基本的な考え方としては、42%の部分を、条例などの形で保護措置をとって、そこが通れないと遍路は回れないわけですから、そこをバッファゾーンとして認めないことには遍路を守れないというという考え方です。機能を保全するためのバッファゾーンという考え方もある、という提案も行っています。

この1400キロを守るというのは、史跡の部分は民家はほぼ関係ないのですが、その他の630キロは周りに民家や田んぼがあります。そういったところを本当に保護措置をとれるかどうか、というのは、住民の数やいろんな考え方などの中でコンセンサスを得ていくというのは、市町と協力していくことになるのですが、ヨイショがいます。私共が今やろうと思っているのが、札所寺院の史跡指定というものをやることで、機運を高めコンセンサスを広げながら道のほうに広げていくというやり方しかとれないのではないかなと考え、まずは札所寺院を優先的に調査をし、史跡指定に持っていこうという形の取り組みをやっているところではあります。

世界遺産と文化的景観

いままで話をさせていただいた1400キロ、4県58市町村、現在では57市町村になってます。平成20年1月に高知県高知市と春野町が合併しまして、57市町村となっています。史跡の指定基準、いろんな基準があるんですが、基準が定まっております（図17, 18, 19）、貝塚・集落・古墳というのは遺跡としては非常になじみやすい言葉なんです。3番目の社寺の跡または旧境内その他祭祀に関する遺跡ということで札所寺院を適合させ、6番目の交通というところで例示に「道路」というものが入っておりますので、そういった中で遍路道を拾っていくという形ですね。それから先ほど重要文化的景観という言葉で出しましたが文化庁は世界遺産というものに適合させるため、新しい保護措置というものを作っていています。それが文化的景観という手法です。生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地というのが考え方なんです。文化的景観というのは世界遺産の中でまず最初に出てきています。日本の文化的景観と世界遺産の文化的景観というのは、どちらかというと、世界遺産の文化的景観は自然と人間の共存という視点での文化的景観。日本の文化的景観というのはどちらかというと、もっと人間寄りになっているという感じがします。で

史跡指定基準

我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値があるもの。

- ① 貝塚、集落、古墳その他この類の遺跡
- ② 都城跡、国郡庁跡、城跡…その他政治に関する遺跡
- ③ 社寺の跡又は旧境内その他祭祀に関する遺跡
- ④ 学校、研究施設…その他教育・学術、文化に関する遺跡
- ⑤ 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- ⑥ 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- ⑦ 墳墓及び碑
- ⑧ 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- ⑨ 外国及び外国人に関する遺跡

図17

指定基準の一部改正について(H7. 3. 6)

指定基準の各号に含まれる遺跡の例示

3. 社寺の跡: 寺・神社の堂宇・境域又はその遺跡

旧境内地: 現存する社寺の本来の境域

その他祭祀信仰に関する遺跡: 経塚、磨崖仏、供養塔、石仏、霊場、祭祀遺跡、道場、教会、修道院など

6. 交通・通信施設: 関・宿場、一里塚、並木街道、道路、鉄道、運河、港湾、灯台、烽火台、郵便、電信、電話施設など

治山治水施設: 堤防、ダムなど

生産施設 : 窯跡、製塩遺跡、製鉄遺跡、鉱山、工房、工場、条里跡、荘園跡など

その他経済・生産活動に関する遺跡

: 会所・商館、市場、金融機関、倉庫、発電所、疎水、…など

図18

重要文化的景観選定基準(H17. 3. 28)

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地うち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- ① 農耕に関する景観地
- ② 採草・放牧に関する景観地
- ③ 森林の利用に関する景観地
- ④ 漁労に関する景観地
- ⑤ 水の利用に関する景観地
- ⑥ 採掘・製造に関する景観地
- ⑦ 流通・往来に関する景観地
- ⑧ 居住に関する景観地

図19

類似資産の存在はマイナスか

・一般的には、世界遺産が同じジャンルではそれを代表するものであることからすると、類似資産がすでに世界遺産に登録されていることは、新規の登録に向けては不利。

・異なる宗教・文化・民族のもと、ユーラシアの東西で成立した長距離巡礼や参詣が独自に成立したことは人類の本質的な価値観の共通性を示す。

普遍的価値と文化の多様性の視点を充たすもの

図20

新しい価値観の提示とそれに基づく新たな保護の考え方

- ・ 新しい価値観
- ・ 生きた文化遺産
- ・ 変化したことは文化財としてなじまないか？
- ・ 各時代によって支えられた遍路
- ・ 各時代の様相が残り、各時代を視認できる資産
- ・ 新たな保護措置
- ・ 一方的な規制から、メリハリを付けた保存と生活し易さの共存

図21

保護措置の提案内容

- ・ 地域社会との共存
- ・ 寺院の活動との共存

考え方

生きた伝統としての保存

- ・ 江戸・明治・大正・昭和・平成 各時代の地域に支えられ四国遍路は継続してきた。生きた地域や札所が遍路を存続させてきた。
- ・ 遍路道沿いの景観は、遍路を支えた各時代の様相が残る。
- ・ 札所寺院 遍路の拠り所として維持継承されている。

図22

すから、日本で言った文化的景観というのが、世界遺産委員会で通用するかというのは少し疑義がある、ということです。それから、やはりこういったことをずっとやってきて、一番最初の提案書の中で取組みに少なくとも10年はかかるだろうということで18年と書いたんですが、よく言われていますが世界遺産委員会やイコモスの審査員のメンバーはヨーロッパ中心になっている。ヨーロッパ中心の価値観の中で、日本の世界遺産というものを認識させるためにどうしたらいいのか、類似資産の存在は本当にマイナスか、という点です（図20）。先ほど申しましたように、世界遺産というのは同じ種類の文化遺産の中でそれを代表するものだ、ということで、類似するものがあるとまずいだろうというのはありました。提案書の中であえて書いたんですが、スペインのサンチャゴ巡礼と四国遍路が祖形を含めると非常に似た時期に始まって、ヨーロッパの西の端のスペインと、アジアの東の端の日本で同じような長距離巡礼がある。異なる宗教・異なる文化・異なる民族のもとで、そういった長距離巡礼が存在する、というのは人類の本質的な価値観の共通性を示すということに繋がっていくんだろうなと思います。そういったところに価値があるんじゃないかなと思います。また、ヨーロッパの人たちから見ても、ある意味では浄土教がどうしたというよりも非常にわかりやすい分野に属するということの提案としての取り組みやすさがあると考えます。

今まで話した分を全部まとめるとこんな形です。図23は模式図なんですが、提案書をそのままコピーで出しています。上を札所寺院の構造的な模式図にしておりまして、黄色い枠が札所寺院です。遍路道が昔の自然環境のいい状況で残っているところもあれば、国道等で開発されているところ、生活等々で開発が少し進んでいるところなどもあるということで、そういったところを縫うような形で遍路道が通っています。そういったところを、一番下の史跡指定であるとか、重要伝統的建造物保存地区や文化的景観であるとかという形で結んでいきます。真ん中の方法では載らない部分も、やはりバッファゾーンとしてそれが無いと遍路を巡るという場が確保できないので、それもバッファゾーンとして繋いでいくという考え方を提案しています。

最近の世界遺産の登録状況

最近の世界遺産の登録状況なんですが、この前のスペインのセビリアでの世界遺産委員会における、先月までの登録状況です（図24）。折れ線グラフが総登録数です。グラフ右側の数字が総登録数となっています。左側の縦の数字が年度ごとの登録数で、棒グラフになっています。例えば2000年というのが一番多く、61件世界遺産に登録されています。日本は1件登録されている。これは、それ以前のものも当然あるんですが、日本が世界遺産条約を批准した以降のものを出しています。1993年に4件が登録され、その後ほぼ1件、年によっては自然遺産と合わせて2件登録されているものもありますが、2008年以降日本の登録というのは今行われていません。この前のスペインのセビリアで行われました世界遺産委員会の状況というのを、文化庁の見解とは違うかもしれませんが、まとめてみました（図25）。新規登録というのが自然遺産で2件、文化遺産で11件、国立西洋美術館がル・コルビュジエの建築と都市計画ということで、提案され、イコモスは登録延期勧告をし、本委員会では登録延期勧告という上から3番目でなく、上から2番目の情報照会という、ひとつランクは上がりましたが、結局登録は見送られました。今までの近年の状況ですが、石見銀山はイコモスが登録延期勧告をし、委員会ではそれが登録となりました。平泉は登録延期のままです。今回の西洋美術館は、情報照会と1ランク上がったが、登録には届きませんでした。実は世界遺産を四国遍路が目指すにあたっては、このデータだけを見るのであれば非常にづらいデータです。というのは、ル・コルビュジエの西洋美術館というのは、建造物として重要文化財に指定されています。重要文化財というのはおおむね50年以上経ったものを国は指定しているわけです。その前段の登録有形文化財という制度があります。これは指定するものに対しリストを作っているという枠組みなんですが、それ自体が建築後50年というのがハード

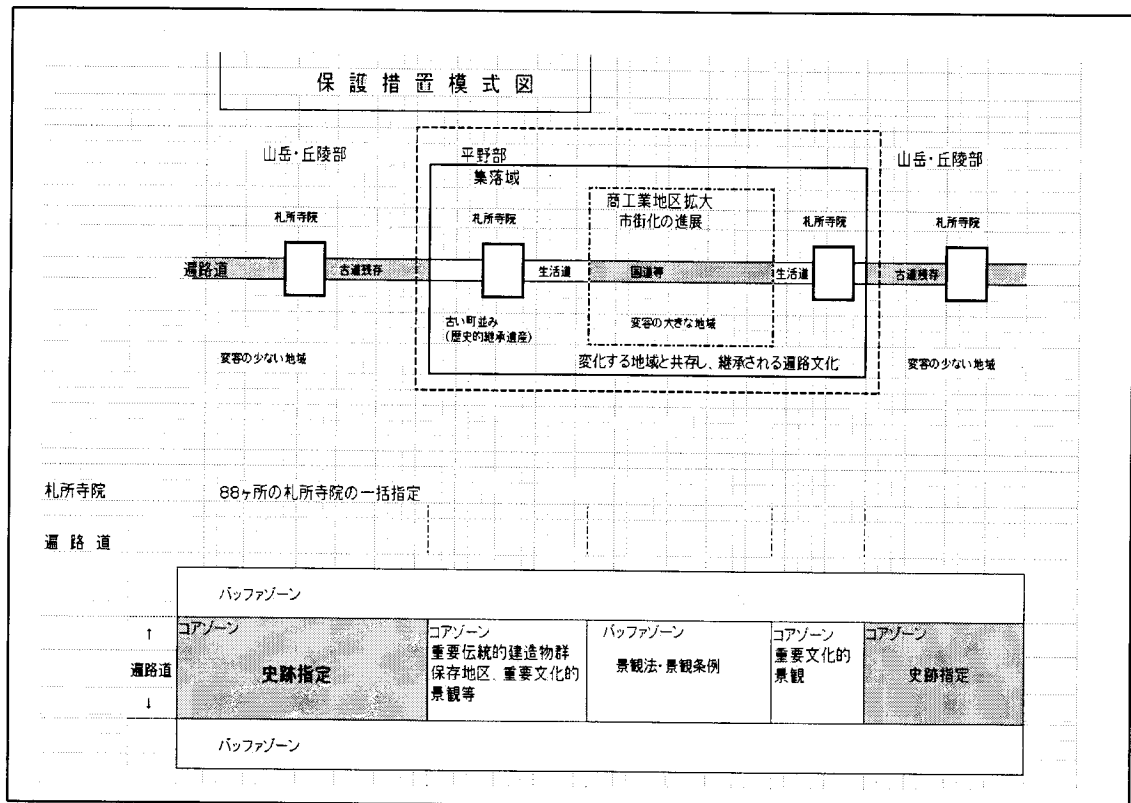


図23

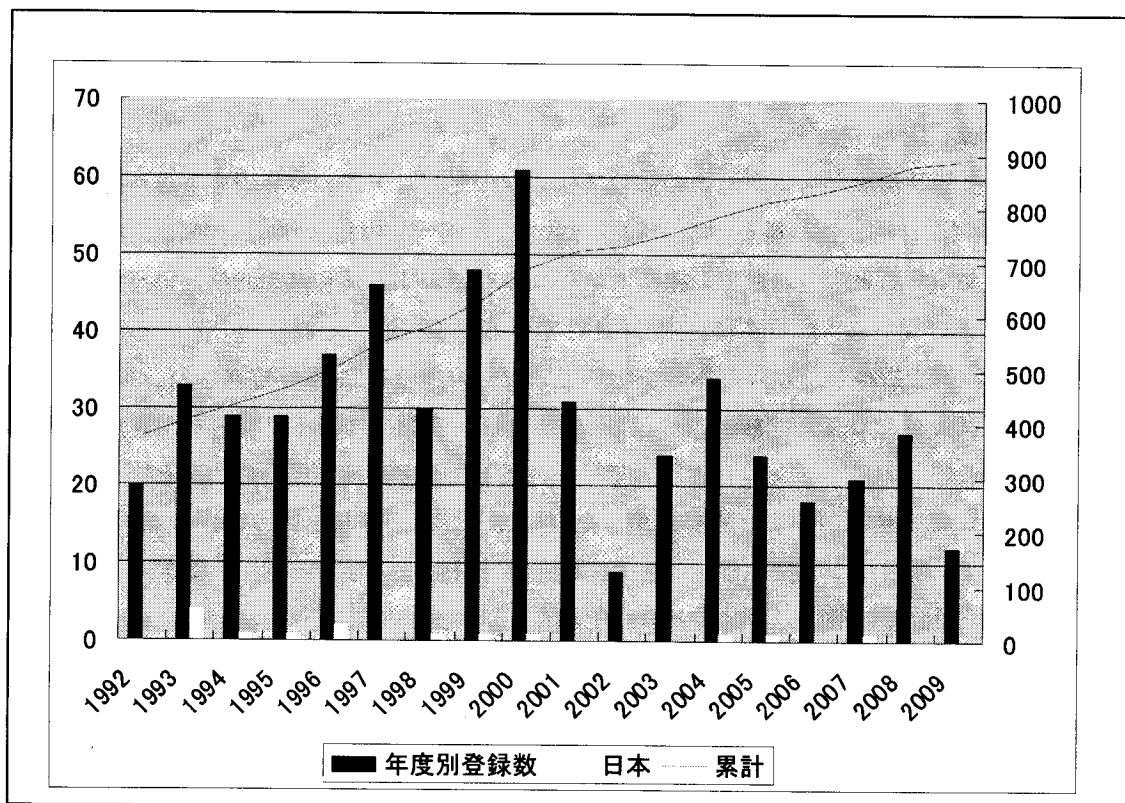


図24

ルになっていますね。ル・コルビュジエの西洋美術館というのは、実は50年経たずに重要文化財に指定されているんです。これは単純だろうとは思いますが、ル・コルビュジエというフランスで活躍した建築家がブラジルやスイスなど各地で建てているものを共同提案しているわけです。フランスが提案しているものだから、これは通るものだとも僕も考えましたが、価値があるのであれば重要文化財に指定するということはあるだろうと思います。これがまずいというのは、札所寺院の一括指定というのが4県に分散する。それをトータルとしての価値だという言い方をしている枠組みというのは文化財保護法ではまだ適用されたことのない手法なのです。だから88か所が全て個別に価値があるというのであればすべて一括指定というのは当たり前です。しかし私どもが提案している一括指定というのは、遍路の場であるという共通項の中で、遍路が価値があるからすべて指定してほしい、というのが一括指定の考え方です。そのため個別に指定できないような寺院が仮にあったとしても、88か所の一つの要素だから、その場としての価値があるだろうという新しい指定の仕方をしてくださいという提案になっています。スペインのセビリアでの世界遺産委員会で、西洋美術館が、文化庁が無理して重要文化財に指定したにもかかわらず、世界遺産の登録が見送られたというのは、四国遍路の新たな捉え方による保護措置形成に向けては非常に辛い状況だなと思っています。ただ、今回のセビリアの委員会で面白かったと思っておりますのは11件の文化遺産の中で、朝鮮王朝の王墓群というのが登録されています。この考え方が、李王朝の、15世紀から20世紀にかけての王だけでなく王妃や、死後尊号を贈られた王も含めて網羅されており1966年までという非常に新しい時期までになっていますが、18の地域に分散して、そのすべてを網羅している。それに関する祭礼儀式が現在まで受け継がれているということが評価されて李王朝の王墓群が世界遺産に登録されている。これは、ある意味では生きた伝統であるとか、全体での価値（欠けているものがない）とか、そういった要素からすると、お墓と遍路の場ということで内容的には全然違いますが、完全性であるとか生きた伝統であるとかといった視点では四国遍路と共通項があるなと考えました。ですから、そういうものが今回の世界遺産委員会の登録の傾向には四国遍路にとってプラスもマイナスもあるところだなあと考えています。

四国遍路の世界遺産化に向けて

最後になりますが、四国遍路の世界遺産化に向けて必要となってくるのは2つだろうと考えています。1つは、やはり日本政府として日本の文化の世界に向けての発信ということで世界遺産というものを考えるのであれば、四国遍路が日本にとって、世界遺産に必要なだと認識させることです。もう一つは物理的な話なんです。暫定一覧表という今8件あるものを消化していかなければならない。やはり途中が詰まっていれば、次に国内候補を補充しようということにはなりません。国内候補がどんどん登録されていく、もしくは登録は無理だとはっきりしてしまう、それがあって世界遺産登録というものを国は進めていくという前提の中で、世界遺産に適合しやすいものを認めていくという方向性を国に持たせる必要があるのではないかなと思っています。そのために世界遺産に向けての適合性というものを含めて、四国遍路の多面的な価値というものを明らかにしていく必要があるかと思います。それを有形の不動産と結びつけることによって、史跡指定等にもっていきたいと考えています。

こういうことかな、と思っているのですが（図33）、全体が四国遍路だということにしますと、私どもが行っているのは文化財を保存していくという保護行政ですから、保存というグリーンの部分です。一方で活用していこうという立場、一方で研究の素材として研究していく立場があろうかと思いますが、こういったものが連携して、研究の成果を保存に活かす、保存したことを活用を活かす、そして保存したものを、ことによって研究が継承できる。いろんなものがリンクしており、このトータルができることによって、四国の活性化というものにも繋がっていくんだらうと思っています。四国の活性化であるなどということは、行政

でやっている以上視野の中には入れているわけですが、私としては保存をやっていく立場にいますので、その部分をきちんとしたい。保存していくためには、活用できるから保存できるということもありますし、価値があるから保存しなくてはいけない。そういった上では、こちらのような研究会の方や大学の方、経済界を含めたいろんな団体と協力しながら取り組んでいく必要があろうかと思います。私が大学を卒業した頃は「産学共同」というと「それは何だ」という時代だったんですが、時代が変わってきて、いろんなところとフランクに意見交換をしながら実利を得たり共存していくということをしないと、四国遍路のような壮大な対象を守り、世界遺産にするといったこともできないだろうと思います。やはりいろんなところと連携しながら取り組みを続けていく必要があるかと思っています。この取り組みを始めました折に、ものすごくスムーズに進んでも10年がかかりますと話をしていましたが、実際にはもっとかかる可能性があります。長期の取組みで、四国遍路の価値の発信を続け、十分にコンセンサスを得ることが将来的に果実が大きいと最近思っています。この取組みを継続するにはやはり皆さん方のお力添えというのが絶対必要だと考えております。今日はどうもありがとうございました。

第33回世界遺産委員会スペイン セビリア
新規登録
自然遺産 2件
文化遺産 11件
国立西洋美術館(ル・コルビジェの建築と都市計画)
イコモス 登録延期勧告
本委員会 情報照会
H19 石見銀山 登録延期勧告 ⇒ 登録
H20 平泉 " ⇒ 登録延期

新登録の世界遺産
朝鮮王朝の王墓群(1408~1966)
朝鮮時代の519年間にわたって存続した王陵40基が18地域に分布し、王と王妃、及び死後に尊号が贈られた王・王妃の墓地を網羅。儒教と風水の伝統に基づき自然美のある場所が選地され、朝鮮王朝独特な建築様式、祭礼儀式の伝統が現在まで受け継がれる。
シリアルノミネーション、完全性、生きた伝統、自然美

図25

何のために世界遺産登録を目指すのか

- 世界遺産登録
- 特別な補助制度がユネスコに設けられているわけではない。
- 外的な評価、地域での四国遍路に対する関心の高まり
- 自信
- 知名度の上昇による保存・活用の推進

図26

世界遺産登録を推進するエネルギー

- 世界遺産登録が進み、暫定一覧表が減少すること
- 四国遍路が世界遺産の適合性が高い。
- 日本の文化発信戦略で四国遍路(人間中心)が発信する上で必要となること
- 地域の世界遺産推進の熱意

図27

世界遺産登録状況			H21.7.12																							
番号	名称	区分	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23				
1	法隆寺	文化		→登																						
2	姫路城	文化		→登																						
3	屋久島	自然		→登																						
4	白神山地	自然		→登																						
5	古都京都	文化		→登																						
6	白川郷	文化		→登																						
7	厳島神社	文化		→登																						
8	古都奈良	文化		→登																						
9	日光	文化		→登																						
10	琉球首里城	文化		→登																						
11	国造考	文化		→登																						
12	彦根城	文化		→登																						
13	原爆ドーム	文化		→登																						
14	紀伊山地	文化		→登																						
15	石見銀山	文化		→登																						
16	平泉	文化		→登																						
17	知床	自然		→登																						
18	富岡製糸場	文化		→登																						
19	富士山	文化		→登																						
20	飛鳥・藤原	文化		→登																						
21	長崎教会	文化		→登																						
22	西洋美術館	文化		→登																						
23	北海道・北東北縄文文化	文化		→登																						
24	佐渡	文化		→登																						
25	九州・山口近代遺産群	文化		→登																						
26	宗像・沖ノ島	文化		→登																						
27	百舌鳥・古市古墳群	文化		→登																						
28	最上川	文化		→登																						
29	四国遍路	文化		→登																						
30	阿蘇	文化		→登																						
31	天橋立	文化		→登																						
32	錦帯橋・岩国町割	文化		→登																						
世界遺産数			0	4	5	6	8		9	10	11				12	13		14			15	16				
暫定一覧表数			12	8	7	7	5	5	4	3	2	5	5	5	5	4	4	8	8	11	10	8				

図28

世界文化遺産特別委員会 調査・審議結果			H209.26	
暫定一覧表記載文化遺産 5件 (4件、条件付 1件)			カテゴリー Ia 5件	
遺産名称	提案者	経緯	遺産名称	提案者
①北海道・北東北の縄文遺跡	北海道・青森県・岩手県・秋田県	国史に記し、4県以外にも広がる必要	①最上川の文化的景観	山形県
②金と銀の島、佐渡	新潟県	石見銀山の歴史として提案	②西国八十八箇所霊場と遍路道	徳島県・高知県・愛媛県・香川県
③九州・山口の近代遺産群	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県		③天橋立	京都府
④宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県		④阿蘇	熊本県
⑤百舌鳥・古市古墳群	大阪府	暫定一覧表には、世界遺産の歴史・世界史に関する調査が進展できた範囲で追加	⑤熊鷹と岩国町割	山口県
評価区分について			カテゴリー Ib 8件 (4件に整理)	
●暫定一覧表記載文化遺産			カテゴリー II 17件	
暫定一覧表に追加記載するべきもの。但し、主題の強化、構成資産の選択、更なる文化財指定が必要。 (内1件は、条件整理後、暫定一覧表追加記載。1件は石見銀山と統合が前提)			遺産名称	提案者
●カテゴリー Ia			①北海道東部の偏み置穴住居跡群	北海道
提案者の基本的な主題を基に、作業を進めるべきもの			②松島	宮城県
●カテゴリー Ib			提案全体について	
当面、主題に関する調査研究を十分にを行い、主題及び資産構成に一定の方向性が見えた段階で、作業を進めるべきもの。			②水戸藩の学問・教育関連遺産	茨城県
●カテゴリー II			提案全体について	
主題の再整理、構成資産の組み換え等、内容の大幅見直しが必要			③足利学校と足利氏の遺産	栃木県
			提案全体について	
			③足利銀山	栃木県
			④五箇山古墳群	埼玉県
			⑤近世高岡の文化遺産群	富山県
			⑥立山・黒部	富山県
			⑦雪峰白山と山麓の文化的景観	石川県・福井県・岐阜県
			⑧香取の杜寺屋敷遺産群	福井県
			⑨関谷の日本製糸業近代化遺産	長野県
			⑩現神高山の町並みと祭礼の場	岐阜県
			⑪近世岡山の文化・土木遺産群	岡山県
			提案全体について	
			⑫三徳山	鳥取県
			⑬山口・大内文化の遺産	山口県
			⑭宇佐・国東	大分県
			⑮竹富島・遠隔開島の文化的景観	沖縄県
			近世の街道と宿場町関連の文化遺産	
			⑯雲龍寺・鳥籠塚と中山道	長野県・岐阜県

図29

暫定一覧表記載文化資産 5件 (4件、条件付 1件)		
資産名称	提案者	課題
①北海道・北東北の縄文遺跡	北海道・青森県・岩手県・秋田県	推薦には、4県以外にも広げる必要 *****
②金と銀の島、佐渡	新潟県	石炭鑛山の拡張として推薦
③九州・山口の近代化産業遺産	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県	
④宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	
⑤百舌鳥・古市古墳群	大阪府	暫定一覧表には、世界遺産の評議・審議等に関する課題が指摘できた段階で追加

図30

カテゴリー I a 5件	
資産名称	提案者
①最上川の文化的景観	山形県
②四国八十八箇所霊場と遍路道	徳島県・高知県・愛媛県・香川県
③天橋立	京都府
④阿蘇	熊本県
⑤錦帯橋と岩国の町割	山口県

I a 提案書の基本的主題を基に、作業を進めるべきもの

図31

カテゴリー I b 8件 (4件に整理)	
近世城郭と城下町関連の文化遺産	
①萩	山口県
②城下町金沢の文化遺産群	石川県
③松本城	長野県
近世の寺社とその門前町関連の文化遺産	
④善光寺と門前町	長野県
近世の教育遺産	
⑤弘道館	茨城県
⑥足利学校	栃木県
⑦開谷学校	岡山県
近世の街道と宿場町関連の文化遺産	
⑧妻籠宿・馬籠宿と中山道	長野県・岐阜県

当面、主題に関する調査研究を十分に行い、主題及び資産構成に一定の方向性が見えた段階で、作業を進めるべきもの。

図32

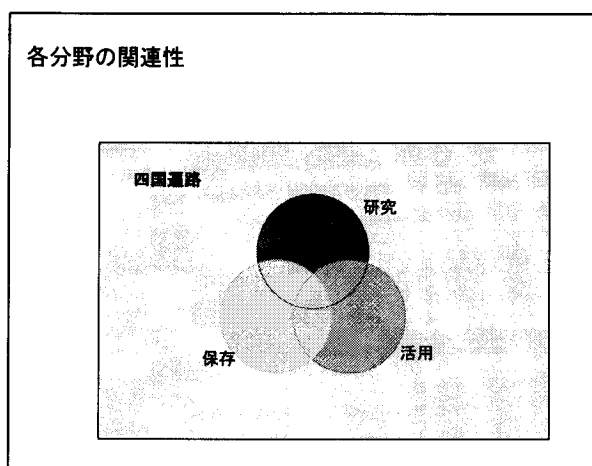


図33